

Title	安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動
Sub Title	
Author	小野, 武夫(Ono, Takeo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.3 (1925. 8) ,p.17(329)- 69(381)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250800-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250800-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

## 目 次

はしあき

- 一、越境の原因
- 二、爾國領内の驚愕
- 三、阿波領に於ける迎接と驚固
- 四、後續者の入村監視及彼我代表の談判地
- 五、後續越境人の潜入
- 六、高松領内の狀況
- 七、越境人の待遇
- 八、爾國村役人の接衝
- 九、越境者に歸國の勸告
- 十、越境人の送還
- 十一、越境騒動の終末

結言

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

(三九)

一七

## はしがき

安政三年六月十七日から、其月三十日に至る十數日の間に於て、讃岐の國鵜足郡中通村、今之綾歌郡美合村大字中通（元の鵜足郡と河野郡とを合せて今之綾歌郡となす）の農民三十二名の者が一團となつて、村端なる國境を越え、南方阿波の國へ入境して、自村の苦衷を其地の村役人に訴へんとしたる騒動があつた。

此騒擾事件に關する根本資料は「阿波動亂錄」と稱する其地郷土史家の筆に成る寫本であるが、それが度々轉寫せられたる結果、誤字脱字等が澤山あつて、判讀しにくいものが無いではないけれども、再三再四通讀することによつて、此の事件の梗概を了得することを得たから、こゝに其の顛末を記述することにする。

余が此の越境騒動の紹介を試みようとするに就ては二つの目的がある。一は此の記事によつて當時の村の性質が如何であつたか覗はれるのと、二には日本の農村林制史の部分的研究の資料として有益なりと思はるゝからである。

記述の方法としては成るべく其の原文を世に傳へたいとの希望から、各項本文の次に註として夫々之を挿入することにした。蓋し、讀者は本文によつて此事件の内容を了解せらるるであらうけれども、其

の読みづらい原文の辭句——庄屋と庄屋との間に取り交はされたる書簡、阿波の庄屋の聽き取り調書及び庄屋の報告書等の中に在る辭句——によりて亦當時に於ける世態の一斑が知り得られたると思ふからである。

斯くて余は此の小篇を日本の自治制度史及び林制史、殊に部落有林野の歴史的研究の資料として世に残したいとの希望の下に聊か筆勞を試みんとする次第である。

### 一、越境の原因

讃岐の國鵜足郡中通村の農民が安政三年六月、三十二人一隊となつて國境を越え、阿波領に入國したのは、多年の間其村と隣村造田村との間に争つて居た一帶の林野が其年上司の捌きにより中通村の不利に歸したので不平を抱き、之が是非曲直を他國の村役人に聽いて貰ひたいとの希願からであつた。

其山論の繼續したる経過の跡を案ずるに、中通村と造田村との間に三野谷と云ふ一帶の山林があり、其面積三四十町歩程もあつたが、中通村の細民は永年の間、此地の林木を伐つて炭を焼き、此の收入が一家の主要なる家計の料であつたのである。然るに或年、造田村の者七十人程此の三野谷に押入つて勝手に其林木の伐採を始めたので、中通村では此日直に之が対抗策として村民中の強の者を選抜して右の村山に行かしめ、其亂入者から鎌七十三挺、棒七十五本を沒收して引き上げ、其村の庄屋の宅に赴いて一

伍一什を報告した處、庄屋に於ては勿論其山は中通村の持山であるから、他村の者が切り取つてはならぬとの申聞かせであつたのである。然るに造田村の庄屋の云ふには、其山は十三年前から造田村と入會山になつて居るのであるから、造田村の者が其山に入つて伐採しても一向差支の無い山であるとの主張であつた。其處で之が是非曲直を土地の代官所に訴へ出たのであるが、代官所では中々裁許をなさず、其間に時日を経過して九年を経たのであるが、九年目に役人が來て取り調べた結果の裁斷によると、三野谷の水が造田村に流れ込んで居るから、其山は造田村の物であると云ふやうな捌き方であつたので、中通村の者は承服せず、更に之を訴へ出てたのである。すると代官所からは手代を差遣して再び調査せしめ、今度は地圖を作製して双方の言分を聞き取ることにした。然るに此地圖によつて裁判した代官の捌き方も矢張り中通村に不利益なる裁決であつたのであるが、代官は中通村の作製したる地圖によらずに、造田村の作製したる地圖によつて裁決したのであるとて、中通村の者は一方ならぬ不服であつた。其後山奉行の仲裁にて三野谷の半分丈けは之を造田村と入會にし、なほ他の方の林一ヶ所を造田村に渡しては如何との意見を出した處、中通村の者は之にも承服しなかつた。然るに其後に至り高松藩の郡奉行が仲裁役として來り、是迄中通村の上納した其山の稅金十三年分を返戻するから、生木は藩に於て取り上げる。而して上木を伐り採つた後の地は造田村と入會にして使用せよとの裁決であつたのである。之に對し、中通村の者の考は、藩廳が十三ヶ年分の稅金を返戻すると云ふのは、實際は返戻にあらずし

て伐採したる生木を賣拂うて中通村に返すやうなものである。其上將來其地盤の毛生の採集に就き造田村と入會にせよと云ふのは、餘りに蟲が好過ぎる取り捌きであるとして更に大に反対の氣勢を擧げたのであるが、藩の郡奉行から右様の捌きがあつた上は最早證方が無いから、此上は高松の藩主に箱訴を試みようとの議もあつたが、其事の頗る困難であるとの噂を聞いて、直訴のことは取り止めにし、遂に全村意を決して高松領を逃げ出でて、阿波の蜂須賀氏の領内に入り、其地に於ける村役人の公平なる判断により高松領の役人の反省を促さんとて、中通村の百姓三十二人團結し、安政三年六月十七日、南方の國境を打越えて阿州領に入境したのである。

奉申上覺

(註一の一) 高松御領、鵜足郡中通村百姓同郡造田村百姓と十三ヶ年以前より野山と申立、中通村百姓申出之儀は、先年より本のまゝ炭の請、灰受銀之土地と申立、指繼居候得共、兎角御行着に相成不申、迷惑之旨申出御世話被下度趣を以て三十二人越境仕罷越、尤壹應引返候様入割には相及候へ共、是非世話相顧旨を以て聞入不申、無據光泉寺懸處へ足留置御座候ニ付、此段奉申上候、尤相談仕居申者共百五十人之旨申出候ニ付、跡より罷越様に申出候、右之段御注進奉申上候、此段可然様被仰上可被下候以上

太部野山五人與

辰六月十七日午刻

同

覺

藏

吉

謹訪理久郎様  
竹内亮助様

(註一の二)

讃州高松御領鵜足郡中通村百姓同郡造田村百姓十三ヶ年以前より山論御座候處、造田村より野山と申立、中通村百姓よりは炭請銀の土地と申立、差繼居候處兔角御行着にも相成不申、中通村百姓至極迷惑仕候ニ付、御世話下され旨度を以て都合三十二名只今越境仕候、尤一應引返し候様入割申諭候へ共、是非御世話相願申度旨を以て聞入不申、無據光泉寺懸處へ足留差置御座候、尤物人數百五十人程連印仕居申趣にて、跡より罷越し候様申出に御座候、依而右之段御注進奉申上候、可然様被仰上可被下候 以上

太部野山五人組

辰六月十七日

信三郎

嘉久藏

同村御取立

田岡淺右衛門

美馬三好御郡代様御手代(美馬三好郡代役所ハ池田に在り)

謹訪理久郎殿

竹田亮助殿

關傳吉殿

(註一の三)

御尋ニ付申上覺

尋

此度當御國へ罷越し候は如何様の譯合ニ候や有恣之縣り無遠慮可申出候

答

御國法を相背き當御國を御騒申上候段御申譯無御座、奉恐入候へ共、無據罷越御厄介ニ相成候儀に御座候、何卒御聞取之上宜敷  
御頼申上候。

中通村の義は田地少く、野山三百五十町之場所、興炭九拾七石、壹石に付五匁五分にして五百三十三匁五分年々代銀上納仕居候。先年は粉上納仕候様相成候、年曆は何百年ニ相成候哉わからず候へ共。寛文七年粉御免、興炭被仰付村方筆記御座候處、四十二三ヶ年以前、造田村と出入に相成候地請十三町坪中谷左右三十八町之義は本相生居不申、草刈山ニ御座候に付、造田村と入組ニ仕、興炭九拾七石之内四石五斗之儀は造田村より上納仕候様相片着、其後下郷炭候處西長尾、岡田上、岡田西、東栗、熊西、東八ヶ村より七拾何人之者罷越三野谷五拾五町之場所を伐潰懸候ニ付、一統申談百何拾人制道ニ罷越、鎌七拾參枚、棒七拾五本取上、其節之庄屋西岡八郎右衛門殿迄連立罷越、八郎右衛門殿より請所之場所へ參り候と村方へ差歸し、翌日川原村大庄屋高井傳右衛門殿へ興炭上納之場所切潰之義御差留不被下而ハ御年貢上納難仕候旨申出候處、八ヶ村之者御呼出被成申通村より興炭上納行れ不申場所を切取ニ行候ハ不埒に付、決して不被參、以後參候得は聞不申旨被申聞、若一兩人參り候節を用捨致吳不申旨書付出來仕候、其節次村造田村庄屋西村彌太郎殿は高見にて見物仕居申追々生木仕候を見掛、十三ヶ年以前造田村より野山入組と申定切ニ參り候ニ付、中通村之者鎌鋸を取上候處、造田村より岡田村大庄屋木村茂一郎殿へ願出、双方入組之義御差留に相成被是申とも少々の事はこらへ候様申聞、左様相成候てハ中通村迷惑と申出候處、御上様にも御控有之、差當り相分り不申に付相控候様被申聞候、其後おせわり申候處行着も付取次も致可遣、又は我等見分致不申而は相成不申と申、其後御用前と申見分延々ニ相成候も大體之事ニハ御座なく、彼是九ヶ年も相押ヘ取捌無之ニ付、御裁許不被下候へは御役所様へ御差出被下候様申出候處、御見分被成三野谷水造田村へ流れ居候故粉敷と申候ニ付、桂村の義も中通村へ水流れ居申、三野谷ハ炭代銀上納之場所ニ御座候處、水流れを以て造田村と被申候而は迷惑之旨申出候へ共、御取扱不被下、猶又御世話も申候處、御役所様へ申出候故、願紙面差出候様被申聞差出候處、尙又繪圖も差出候様被申聞、夫々差出候處、何之音も御座なく催促仕候處御役所様へ差出有之候へ共、御裁許無之相待候様被申聞、一昨年霜月ニ至り大庄屋取次致吳不申候へ共、直ニ御役所様へ罷出可申とも相心得候へ共行かれ不申と相心得、先大庄屋へ罷越如何被成遣戻と相召候處、夫程ニ思ひ候へは直に御裁許受け候様被申聞澤太罷出御悔申上候處、大庄屋より指出無之旨被仰聞、尙又大庄屋申聞之趣申上候處、御手代山田與八殿御見分御出張相成其後御役所様より御呼懸相成、澤太長彌、槌兵衛、勘四郎三人罷出御役所様ニ於テ御手代衆中御捕之御仰、里方ニテハ入草飼葉と申、懸物有之興炭ハ右之

類ニ有之候趣申聞ニ付、全左様ニハ無御座、入草飼葉相納候替リニ月々薪上納仕居申旨申上候處、猶又御代官様御吟味相成、此出入之義は甚入組六ヶ敷旨被仰聞候ニ付、興炭上納仕居申境之義は能相分リ居申、中通村之請林は諸木生木生造田村裁判仕來候土地は諸木相生不申、右論處之場所繪圖面仕指上御座候旨申上候處、御代官様より申通山ニハ相見え不申、造田村山ニ相違無之趣被仰付候へ共、腹ニ入不申旨申上候處、此繪圖を見及申分相立候様被仰聞、篤と拜見仕候處、中通村より指出候繪圖ニ而ハ無御座、造田村より指上候繪圖ニテ御座候旨申上候處、御代官様より與八殿へ繪圖突付其方拵候哉と被仰其場ハ御引かせ相成、大庄屋千川武兵衛殿參居、挨拶仕候様子相聞罷在候處、田地仕付前故罷歸仕付致候様被申聞、罷歸居申内、桂村山奉行岡坂嘉之助殿大川權現神主岡河豊後之助殿兩人挨拶ニ懸り、小村造用入候故、五步負半分入組致上木伐取せ不申哉と被申、裸山ニ致五分五步と申候處、上木之儘と申に付左様と申、右様相受候積ニ御座候處、猶又壹尾一谷を吳候様申ニ付、夫ハ何ニ被成候哉と相聞候處、造田の造用ニ添渡と申ニ付、夫ニテハ六七分渡様ニ相成五歩と銀を添渡候様には得不仕五歩之處境立候へは御任せ可申上納増候而も木を伐り申度候と相答候を兩人より造田村へ懸合候處、境立の義は承知仕不申ニ付御上様へ挨拶指戻ニ相成候趣ニ御座候所、又々御代官様より岡坂嘉之助殿へ御申付ニテ三野谷の義は御林被仰付中通村へハ中通村西櫻六十町之御林松ハ殘し、雜木被下造田村へハ造田村月の浦御林松ハ殘し雜木被下候旨被仰付候へ共、中通村之義は是迄御林下枝下草共刈取事足り候へ共、追々切盡し三野谷無御座候ハ渡世成不申ニ付、造田村の御林被下候様申出候も左様ハ成不申、何か仕様は無之哉と申ニ付、御林を造田へ被下右御林御年貢ハ中通分と仕候旨申出候處、夫ニ而ハ利負ニ相成候旨ニテ造田村お庄屋承知致不申旨申聞候處、昨年霜月一谷ニ谷ニテも入組にて相濟不申哉と申ニ付、下谷建林ニ致上木立會之上分取候ては如何と申候へ共、造田村へ都て入組無之分ハ承知致不申、左様相成候てハ下郷八ヶ村へ相懸半季も相立不申内、伐消候様相成中通村山稼相調不申、迷惑仕候ニ付、大庄屋へ申出候處何之御呼懸も無之、村役人も願吳不申穩なる工夫無之やと色々相談仕候内、當三日山田村より村内へ養子ニ參り居申彦右衛門より工夫有之候、高松御城下同心小頭甲斐元八殿と怨意有之候處、元八殿と郡御奉行様より上高御横自様御屋敷へ出入仕、迷惑之運御談合被下候様相成候へは、急に御片付ニ相成可申哉と申ニ付、彦右衛門佐太郎同道罷出先年枓實銀ニ相成候村方筆記繪圖とも指上置候處、郡御奉行様より此外堅イもの有之哉と被仰候趣御申聞ニ付、年々六月廿日御取立皆濟狀持參仕堅い物と存罷在候

旨申上候處、是にて宜敷被仰候趣ニ付罷歸譲合付可申と相心得居申處、何之様子も相聞不申ニ付、當月四日加井元八殿へ罷出候處甚面倒之利候へ共、譯ハ付可申、明日明後日の中、大庄屋參、評定相成候ニ付、十二日罷出候様被申聞、十二日罷出候處、加井元八殿より我之腹ニ入不申候へ共、御裁許之趣ハ先年野山有之候處、炭上納致度旨願出候理故、生木ハ御取上年々九十三匁一分五厘宛拾三ヶ年の間上納銀御年貢繼ニテ御指戻ニ相成、跡は下郷と入組ニ相成候様子左様相成候ては百姓出浮之様相成可申と被申、相談致候様申候付、尙罷歸一同相談之上、御返答可仕旨申置罷歸、一統へ其趣相談一統存念致候様申一統相談仕候處、御指戻來候ハ一貫目餘ニテ六七貫目上木は御取上、跡は下郷入組ニ相成候段下々の者考候てハ上木御取上之利銀にて御指戻成候理ニ相心得、大敵之造田を始下郷之者ニ被取候ては百姓立行不申、中通村百姓ニ於てハ立行候得は宜敷と相心得、貢候上ニ而も貢候を、造田よりハ都て入組無之而は承知仕不申、右御庄屋西村安太郎殿ハ庄屋中ニ而も物言大將ニテ中通村立行不申御箱訴にても仕可申と相談仕候得共近頃ハ六ヶ敷御受取ニ相成候迄御箱の前ニ居不申てハ御取上ニ相成不申故、誰以て參候者無御座、最早再々ハ御願候も行き不申、何様へ參り御世話ニ相成可申と申合、百五十人思ひくに大川山へ上り候筈に相成、下分六十所之者辨當拵、大川へ上り候處、跡より出候や相分リ不申候へ共、先へ上り候三十二人之者いつそ參り候へは宜と相成、御國へ入込御世話ニ相成候儀に御座候、各様御慈悲を以て農業相調様御取計方萬事宜敷御願申上候尋

答  
御願不手詰不行届之段御申譯無御座候候へ共、先日以來申上候通、三野谷無御座候而は申通村百姓立行不申、何卒御賢當を以大心得候得共、當國村々引會相考見候而ハ相手詰居候様には不相見、其御國の御法儀は乍不案内、神妙之御願幾重にも可被致候處、其儀無之ハ甚以不手詰ニは無之哉

答  
御願不手詰不行届之段御申譯無御座候候へ共、先日以來申上候通、三野谷無御座候而は申通村百姓立行不申、何卒御賢當を以大庄屋へ迷惑筋御掛合被下、内々國元へ罷歸農業渡世相調候様御取計被下候はゝ難有奉存候

尋

當御國村に引合と申て百姓共多分不辨之者合點納得致兼候時は、納得致候迄願上及候義毎々有之、且又迷惑難澁筋幾度も其筋之御役所へ神妙ニ願出候義少も差支無之搃候事故、搃者共之内たと心得違候とも百姓共相押へ願不爲出候様之手續も相調かたく、實意相貫候様致遣、其實意有姿ニ應じ取捌に相成候事ニ候、右ニ引合候てハ假令相手詰候とも、多數出村等の義は不輕筋故篤と勘辨被致、幾重ニも歎願に及候外無之、斯申聞候とも全押付候儀ニテハ無之、不道理と思ひ候へ共無指控被申出度候。

答

何とも申上様無御座候、國元へ歸と被仰付候へハ罷歸申度候、如何様とも御仰ニ隨ひ申度候儀ニ御座候

尋

當御國不辨之者心得違有之砌は早々心得違相改、迷惑筋實意を以相願候事ニ付、此度の儀不手詰と申儀相心付け心得違を被取改候へば表立候も不表立、相濟候場も可有之、此上如何様被致候心得ニ被罷在候哉

答

山家住之不辨者、當御國の御法御申諭相受心得違後悔仕罷在候ニ付、何卒内々ニテ歸國相調御咎等無御座候様御懸合被下度御願申上候

尋

心得違と申儀合點被致候へは御咎相蒙り候とも致方無之心得向取改神妙ニ申出相成候時は、其御國ニ於て夫程御慈悲は可有之哉と存候へ共、搃者共了簡致筋ニハ無之如何様相心得候哉。

答

御咎之義を申上候は申上違ニテ奉恐入候

## 二、兩國領内の驚愕

高松領の百姓が三十二人も隊を成して他國領なる阿波地に入境したのであるから、阿波領内の村役人の驚き方は一通りでなかつた。村々の役人は先づ事の次第を徳島の城下に急報する爲め六月十七日に早飛脚を立て、讃州農民が越境したとのことを藩廳に報告し、同時に當時池田に置かれた郡代と相談して其善後策を講じたのである。

情報に依れば、六月十七日の越境人は三十二人であつたが、事の次第によつては直に其後から追ひかけ來るとの約束をして在るもののが尙ほ百五十程もあると云ふのであるから、阿州領の村々の者が騒ぎ立てたのに不思議はない。

驚いたのは阿州領ばかりでなく、高松領内に於ける村役人も同様であつた。殊に山論に關係したる中通村及び造田村の庄屋の周章狼狽の程は思ひ遣るべきである。中通村の百姓が出村したとのことを聞くや、早速其後を追ひかけて出向し、先行の三十二人には追及し得なかつたけれども、他の五十は之を途中に於て喰ひ止め、之を拉して歸村せしめたのであつた。又中通村を管理する木村茂一郎なる大庄屋は時を移さずして越境者の後を追ふて、阿波に入國し、今度の事件に關する一切の談判の衝に當ることとなつた。

(註二の一)

申上覺

讚州鶴足郡中通村百姓共四十人程今日四つ時頃當御國へ越境仕候、太刀野山村之内中屋名通谷筋へ罷通候様相聞申候、尤外に五十人程は大川迄罷越居申處、讚州役人追懸參り彼此教諭に相及居申趣に相聞申候、依而此段御注進奉申上候、可然様被仰上可被下候以上

辰六月十七日

大西記惣左衛門

東山村與頭庄屋

郡與左衛門殿

横井柳三郎殿

(註二の二)

申上覺

太刀野山村より徳島御役所様へ一昨日御注進申上候飛脚只今罷歸り候處、別紙御狀早々指上候様被仰付候趣、尤右飛脚之者共足相痛居申趣ニ付、飛脚差替御書指上申候、尤御郡代様之御内今早朝御出立被遊候趣ニ風聞申出候ニ付、爾今早朝御出立被遊候へは追々御出と奉察候、且讚州より夜前罷越候中通村役人之義逗留仕居候處、今朝跡より遺者壹人罷越、高松より御手代衆中右村へも入込候趣ニ付、今朝罷歸申度旨ニテ罷歸申候、然處今八ツ時頃讚州炭所村庄屋白川米三郎、長尾村庄屋小山喜十郎并役人兩人罷出候ニ付、先挨拶として田岡淺右衛門勢力村五人與多平兩人右旅宿へ罷出候處、先方より申出候は、此度越境之義高松役所へ不申出候ニ付、何卒内分にて早々連歸りに相成候様願度旨申出候趣申出候右之懸リニ付懸合向如何相心得可申哉、此段奉伺度奉存候以上

六月十九日暮方

三木六右衛門

澤田久右衛門様  
横井柳三郎様

### 三、阿波領に於ける迎接と警固

國境を越えて阿波の國へ入つた中通村の百姓は、大川岳を越えて先づ其地太刀野村に着いたのであるが、阿波領に在りては越境者の入國に驚くと共に唯事ならぬ此事變に對しては可なりに周到なる用意を以て其對策を講じて居る。即ち越境人を太刀野村に止め置いては監督に不便であるから、郡代の常置されてあつた池田町まで連れ込み、同地の宿舎に留め置いて、一方警戒を嚴重にすると同時に、種々の談判及び交渉は之を晝間村に於て爲さんとしたのである。

越境人を池田まで連れ込む爲めの警備として郷鐵砲を四組程組織し、其中の二組の一組は越境人を十人、一組は十人、他の一組は後尾を警固したのであるが、太刀野村から池田まで彼是れ七八里の旅程はあるであらうが、此間を斯くも嚴重に警備しつゝ池田町まで連れ込んだのである。而して、一方池田に於ては此の越境人を止宿せしむべき宿屋を取り定め、其宿屋に連れ込む爲めの宿引役までも特に用意してあつた。之により觀ても、當時阿波領の人達が如何に行き届いたる準備と警戒を以て越境人を迎へたかが判るであらう。

(註三の一) 越境人池田へ入込候様申聞不致候内左之通り罷出居申庄屋へ懸合に爲及候  
長谷彌三郎田岡浅右衛門より白川半三郎小山喜十郎へ懸合演說左之通り

頃日御申聞之懸り大庄屋共へ申聞候處、御内分御引渡と申相成可義には可有之御座候へ共、御卽答にも難仕候付、先御引取可被成尤御地大庄屋御衆中之内へ大庄屋之者共より御内分にて一應御示談致置申度義有之、御苦勞之義ニは御座候へ共、畫間村迄早々御入込被下候儀は相調申間敷哉、此段各様迄御示談仕候事

但御越口の義瀧口ニは御番處も有之、御内分御入込差支可申と存候ニ付、御地鹽入口より櫻の休場通り東山村より畫間村へ順道ニ御座候事（瀧の口番御所今ノ三野村大字加茂野宮ニアリ）

右懸合六月廿一日夜

（註三の二）  
申上覺

此度讃州高松御領鵜足郡中通村百姓太刀野山村へ越境仕候人數池田村へ引込候役人共各面を始め宿々賄向其餘諸事左ニ一つ書を以て奉伺上候

一、太刀野村より池田村へ越境人引込候節警固人を始め後押郷鐵砲左之者共可仰付候哉

眞鍋信平

向井彌太郎

信太郎

次郎右衛門

喜多半三郎

石川文左衛門

長谷彌三郎

酒井音右衛門

多平

三番人數十人

二番人數十一人

後押之者

大久保林左衛門

曾我崎市三郎

中川傳三郎

平岡勝三郎

但太刀野山村より北地通り州津村迄罷越うすを渡り、池田村島中筋通り醫家大明神東手土橋にて手引之者へ引渡し候様爲致候

方と奉存候

一、右土橋へ出廻宿々へ引込手引之者左之通可仰付候哉

壹番

阿彌陀堂

貳番

觀音堂

三番

大日堂

松田咸吉

源藏

松浦康吉

豊太郎

柏木儀兵衛

彌平

但右土橋より鍛治屋町通裏筋大井手通罷通候様爲仕候方と奉存候

(註三の三)田岡淺右衛門より越境人へ申聞方左之通

當地は土地柄不便利ニ付池田村へ御入込被成候様取計可申旨大庄屋より申聞ニ付、直に御手引爲致可申旨申聞引込可申事

左之者共越境人へ田岡淺右衛門より縣合支度相濟候へば、直に同道北地通り州津村より池田へ渡り醫家明神宮下へ引込可申事(北地トヘ三好郡吉野川以北ノ土地總稱今ノ三野村足代村畫間村若藏村)

但宿引役人指出有之事

長谷彌三郎

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

(西三)  
三一

眞野信平

次郎右衛門

向井彌太郎

石川文左衛門

酒井吉右衛門

伊右衛門

多平

太刀野山村五人興壹人

太刀野山村打廻居候郷鐵砲越境人池田へ引込候出立場合を考へ、跡より打廻候體ニ相仕成、列を正し引續き池田へ引取歸可申事。  
左之者共醫家明神社内に於、豫致罷在越境人共罷越候を見積土橋迄罷出壹組之前後ニ役人壹人宛相挾リ三組夫々宿へ導く事

壹番

阿彌陀堂

貳番

觀音堂

三番

大日堂

松浦康吉

豊太郎

柏木儀兵衛

平彌

源藏

#### 四、後續者の入村監視及び被我代表の談判地

越境人を池田に連れ込んでからは、其後續越境者が入り来ればせぬかと云ふ懸念は、阿波領に於ける

役人の心配であつた。仍て太刀野村から池田に至る道路の吉野川筋に於ける渡場に人を置き、之を嚴重に監督して、若し中通村のものが通り掛つたならば、一々誰何すべしとの取り極めをしてあつた。

之と同時に池田町より東方約四里の地點なる晝間村を此事件の談判地と定め、讃岐より來れる村役人は村内の宿に泊らしめ、同地願成寺に於て讃岐の役人等とすべての交渉をなすこととしたのであるが、宿舎にては酒は一切用ひず、食物は朝夕ともに一汁一菜とし、田舎の村のことなれば、何の構も出來ぬから、れば、此旨を讃岐よりの來客に申すべしとのことまで細かに定められあつてた。

(註四の一) 讃越境人共池田村へ引込申諭に相及儀ニ付、一應彼御領大庄屋へ懸合不申てハ右庄屋心配も御座候様奉存候右懸合場所ハ晝間村にて漆川直三郎旅宿配仕、願成寺ニ出合、懸合候方部合宜敷哉と奉存候、就てハ宿役向を願成寺懸合場所、裁判人之義は右村庄屋福田麻之丞、賄向の義は朝夕壹汁壹菜香物限り、晝ハ一菜香の物ニテ茶漬差出、其餘酒相用不申、右支度差出の砌當御國方取究有之、土地柄甚龕末之旨挨拶仕候様取計、大庄屋入込方之儀は櫻之休場通り東山村へ入込候様懸合置可申ニ付、東山村へ入込候へは五人與壹人晝間村へ道案内候様大西惣右衛門へ私共より文通仕置可申方と奉字候

右之通り様書を以て奉伺上候、可然様に被仰上早々御下知仰付可被成候 以上

辰六月二十二日

三木 六右衛門

三木 直三郎

内田 権八郎

柴田 宗三郎

澤田 久右衛門様  
竹内 亮助様

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

橫井柳三郎様  
關傳吉様

右申出之通承置候

右は此度之越境人懸合向を始め諸事元取仰付候

三木六右衛門  
谷幸三郎

松田咸吉

松浦康吉

眞野信平

向井彌太郎

酒井吉右衛門

柴田宗三郎

内田權八郎

住友伴次

野崎増藏

島田辰三郎

右者共儀越境人賄諸配等六右衛門幸三郎へ厚申談可相勤候

一うず白地兩處の渡場へ見張處出來につき、壹ヶ處へ鄉鉄炮兩人宛交々出張申付書は池田村打廻申付候事

六月二十二日

(註四の二)

出張所鄉鉄炮心得向左之通

通行之人々名處相尋若讚州中通村近郷之者の由にて越境人共へ懸合に罷越候者有之時、先此場所に相控候様追付差圖ニ可相及旨申聞置、其内一人御役所へ罷出可申、尤右様の事に候へば、引返可申旨其者申出候時ハ其儘差返し候而宜敷候、此儀間違不申様懸合可申事。

但本文之懸合に付右之外は自他國とも勝手に通行爲仕可申事

讚州鵜足郡中通村百姓共多人數太刀野山村へ越境致來り候者共先刻池田村へ引込申付候事に候、右に付其村辻渡場に役人共爲出張罷在、中通村近處之者にて越境人に懸合に參候旨申出た者有之時は、其段御役所へ可申出に付先相控候様可申聞、尤右様の事に候へば、引返旨申出候時は其儘指返候て宜敷、各右様相心得金子抜取究可申候 以上

六月二十二日

井 村 吉 兵 獨

馬 宮 半三左衛門

東 井 川 村 庄 屋

内 田 幸 三 郎 方 へ

右 同 文

西山渡 敷地渡 赤池渡 不動渡 角ノ渡 江口渡

右夫々へと相配尤も敷の上渡は自分渡之事故渡守へ取究向村役人共より懸合に爲及候事

## 五、後續越境人の潜入

阿波領の役人は前記の如く最初の越境者三十二人を其後から追ひかけ、潜かに入り来るものがありはせぬかと村の辻や、川の渡場に夫々監視人を置いて、見張りをさせて置いたのであるが、果して六月二

十五日に至り二人の怪しい男が池田町に入り込んだ。二人の男は池田町の或る酒屋に入り、其處にて一杯傾けつゝ先達てより逗留して居る越境者の消息を根掘り葉掘り店の者に尋ねるので、折柄巡回中の警固人が見附けて尋問すると、件の男等は最初の間は讃州丸龜領の木挽であるが、撫養表に出稼して今國元に歸る途中であると申立てた。警固人等は之を聞き、撫養から丸龜に歸る途中に池田町に來るとは阿笑しいではないかと詰め寄ると、件の男等は遂に包み切れずに白狀し、實は高松領の中通村の者であるが、此度自分等の身内のものが當國へ罷り越したるにより少し談したきことがあつて此處まで來つたのである、殊に一行は山論に關する地圖を所持して居ないから、其地圖をも携へて來たのであると申立てたが、結局此二人の男をば一行に面會せしめず、州津村越口坂下まで見送つて歸國せしめた。想ふに一行三十二人の跡を追ふて二人の男が尋ねて來つたのは、一行の出村して後、留守中に色々と内密に相談をなし、折角阿波領まで三十二人の一隊が聲援を受くる爲めに出掛けたのに、大切な地圖が無ふしては困るだらうとの考から、嚴重なる監視の網を潜つて、密かに後を追ふて入國したものであらう。

## (註五)

## 覺

今晝八ツ半時頃、下裁判六助打廻り仕候内、池田町中島屋傳八酒店にて何方之者共不相分兩人居申、越境人之模様相尋候様子に相見候に付、見咎委細相尋候處、左之通り申出候。右兩人の者共手元發端名處相尋候處、讃州丸龜領の木挽にて阿國へ毎々職方稼ニ罷出、此者は撫養表の方へ罷越相稼居申、今日當處迄罷歸候由申出候ニ付、右申出は不都合に無之哉、撫養地方より當所へ罷歸候儀は余程回り道ニ相成候處如何様の運にて當所へ相廻り候哉と手押仕候處、始終御當處へ相廻り往來仕候趣申出ニ付、然

ハ近村ニ稼先々の心當有之罷出候哉と猶又手押に相及候處、恐入候旨申出、實は丸龜領の百姓ニテハ無御座、此度當御國へ越境候中通村百姓共の親類宇太次權次郎と申者之由申出、尤宇太次ノ儀は野澤伊左吉之株内親類の由、權次郎儀は澤太妻の弟ニテ便を承リニ罷出候旨、尤國元之義と村役人共より教諭ニ迫り候ヘ共、兼て一統之申談も有之候ニ付、御當國御行着は如何相成候や御行着の御趣ニ應じ尙又一統出村仕候心得ニ付罷出候旨並此度願立候場所之繪圖面持參不仕候ニ付御答方ニ行當り候ニ付、觸頭森藏より聞ニ付持參仕候旨ニテ差出候ニ付、何れの者共より便致繪圖面持參致候ヤト相尋候處、森藏より申聞ニテ持參仕候ニ付何れよりの傳言ニ候哉其儀は存知不申旨申出候ニ付、右繪圖面一應見及候上中々越境し致候衆中へ逢及儀は難相調御國法之趣申聞候處、御國法相辨不申櫻の休場より入込來候處相偽り候奉恐入候ニ付、片時も罷歸度ニ付御指歸被下度旨申出候ヘ共、右様繪圖面をも持參被致候事故、一應大庄屋手許迄申出候様可仕候、乍併申出候時より事六ヶ敷候ヘ共、暫考中相控候様中聞置、大庄屋手元迄申出候心得にて罷出候ヘ共、折節處々へ出張致居合不申ニ付、幸面々の手許限り指歸候ニ付、若又立戻候様之義は無之哉と手押ニ相及候處、全以立戻候儀は聊無之片時も罷歸度旨申出候ニ付、則右方角ヘ打廻り候旁見送り候旨にて、六助虎吉兩人付添州津村越口坂下迄見送り候旨申出候義ニ御座候。

右之通下裁列六助制道人石井要左衛門より懸合候運申出候ニ付此段申上候 以上

六月廿五日

兒 島 衛 八 郎

## 六、高松領内の状況

、儲て越境人を受取つた阿波領に於ては前述の如く上を下への大騒ぎであつたのであるが、村を抜け出て、越境した後の高松領の村方は如何なる有様であつたかと云ふに、中通村の「大敵」たる造田村では三野谷の所屬に付き一應は強く主張して此の山林を入會地と主張はして見たものゝ、其相手方たる中通

村の方が斯くも強烈に反対し、其の不利益なる裁決を覆す爲めに、態々大勢の村人が國境を越えて隣國の領内まで入り込み、其の地の輿論に訴へんとする運動を見ては、自ら氣が退けて讓歩せざるを得なくなり、最早此上は事件の成り行きに任せ、決して其主張は固執せぬと云ふことになつた。

又越境事件の起るや、其情報は直に高松の城下に注進せられたので、高松の藩廳からは郡奉行の下役二人及び代官所からも手代一人急遽として中通村に來村したのであるが、既に數十年來の懸案たる山論に關はることである丈けに、今更荒立てゝ事を證議立てすることとなさず、穩便に事件の解決を期せんことを力めたらしく見える。夫の晝間村に於ける阿讚兩國の村役人の談判に於て事を内分に済ませようではないかとの言葉の繰り返されて居るのに徴しても其間の消息を知ることが出来るのである。

## (註六)

## 申上覺

讃州中通村百姓當御國へ越境仕居申ニ付彼地之模様聞合ニ及候處、中通村居殘り百姓共ニ於てハ山論出入此度阿州表へ越境仕居申者共より御願申とふぞい御行着にも相成候方と唱者何れも相治り居申趣ニ相聞申候、且又出入相手造田村之義此上の御落着ニ任せ可申より外無御座趣ニテ今に何以て取沙汰無御座趣ニ御座候、將又越境仕候翌日十八日高松より御役人中通村へ入込逗留仕居申名面左の通ニ御座候、右承合候運奉申上候 以上

六月廿七日

三木 六右衛門

御手代當ニテ

御郡様御下役

蜂見喜三郎

三井 親左衛門

御代官様御手代

小島 辨右衛門

以上

## 七、越境人の待遇

阿波領に於ては一方には越境人を嚴重に監視したけれども、他方、彼等に對しては出來得る限りの懲罰を盡した。彼等越境人が池田に着するや、越境人に對し、國法は國法として守らねばならぬから、國法に觸るゝが如きことに就ては穩便に取り計ふことが出來ぬ。乍併、越境者が逗留中の待遇に就ては及ばずながら土地柄相應のこととは致さうと云ふのである。即ち米鹽やら、箸、茶碗やら、蚊張の世話に至るまで細々と注意した。又越境人の宿舎には二人宛の人足をつけて雜用を辨ぜしめためたとのことであれば、越境人に對しては阿波領の人々は御客様扱ひをしたのである。

(註七)

越境人宿々へ教諭ニ差遣候酒井吉右衛門心得向左之通

御賄を始め當方の仕成向諸事不行届龜粗の至ニ候へ共、從來の御國法も有之上、土地柄丈の事ニ候、併乍ら御空腹ニ無之様には致度事故、其段に於てハ少も被指控ざる様御懸合も可有之候、御國法の儀は嚴重御懸合候とも致方無之、右ハ當御國ニ限り候譯ニハ無之、何れの御國とても御國法を守り候ハ勿論之事ニ候、右ニ懸りニ付御國法に相ふれ候御懸合向は不相調候へ共、土地柄丈の義は邊鄙不行届の中何卒懇之事に致度心得ニ付、御懸合ニ及び候實意の處ハ宜敷御勘考有之度候。

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

一、宿諸見守之者左之通可仰付候哉

哉阿彌陀堂

觀音堂

大日堂

豐太郎  
石井要左衛門

修助

但兩日詰ニテ交代爲仕可申尤交代名面之儀は時々可奉申上候

一、御賄之儀は壹人壹ヶ度米貳合宛位之積ニテ壹日三ヶ度六合を以相渡可申方と奉存候

但朝一時ニ煮置押廻ニ爲仕行、足不申時ハ見計を以て不都合無之様取計申度、尤菜之義は味噌香之物差出置、汁好ぬ者御座候時は、右味噌を以て心任ニ可仕候而も御入目増減無御座候

一、米鹽味噌薪燈油不都合無御座様爲仕日々元取手元より相渡候様可仕方と奉存候

一、八寸、茶碗等之類は最寄に而取合令相用候儀指支無御座ニ付、取合用させ候方と奉存候

一、蚊帳右同斷

但數日ニ相成候節ハ指支候向も難斗候ニ付、若差支候節は損料ニても借受可申方哉、先差當り候處差支不申候ニ付、右様取計置損料等ニ仕候節は其砌委細可奉伺候

一、越奉人共宿ニ煩人足之義先達而も貳人宛付置申候ニ付、此度之義も右同斷取計可申方と奉存候、尤右人足御賄被下置貲銀之儀は自力ニテ池田村町押廻ニ相勤居申處、板野上野西町之儀其筋廻番ニ相外シ度申ニ付此度之義は右三ヶ名より相勤度旨申出候に付、申通兼仕候方と奉存候。

一、鄉銃炮之者共打廻候節相用候草鞋並ニ蠟燭之義時々小頭より申出候へは、先達而之通相心得相渡可申方と奉存候。

一、池田村うづ渡の場白地渡場見張所ニ於て相用候自分灯燈蠟燭之義先達而之通時々相渡可申方と奉存候

一、此度は御用向ニ付同心衆下裁判並ニ割場諸役人其餘鄉役人賄向の義は先達而之通重々手を詰宜敷都て仕候様被仰付候哉

## 兩國村役人の折衝

中通村の百姓が出村して阿波に越境するや、其後から直に中通村の大庄屋木村某外二三名のものが追ひかけて入國し、其地晝間村の旅宿に泊り、談判の場所として定められたる同地願成寺に於て總べての交渉を進むこととなつた。

茲に注意して見なければならぬことは、中通村の百姓は折角越境して阿波の國に入りたる上は、一日も早く此村々の人達の助勢を得て自分達の言分を聞いて貰ひ、其が贊同を得たならば、數十年來の懸案の場所たる三野谷を中通村の所有に歸せしめたいのであるが、事は志と違ひ、彼等は折角國境を越えて阿波領入つたものゝ、越境するや否や直に阿波の村役人等より蟻も通さぬ嚴重なる警戒の下に池田町の宿舎に送り込まれ、其處にて更に嚴重監視せられ、手も足も出ぬ羽目に陥つたのである。

然るに他方讃岐から越境人の後を追ふて入り來りたる村役人は一日も早く談判を急いで越境したる當人達を連れて歸村せねばならぬので、夫に阿波の村役人と交渉を急いだのであるが、彼等讃岐の村役人は越境者とは面會せず、越境者に對しては阿波の村役人が主として交渉の任に當ることとし、池田町に於て越境人を説服することに勤めたのである。

晝間村に於ける讃岐の村役人と阿波の村役人との間に於ける交渉の経過を見るに、讃岐側も、阿波側

も此越境事件を公邊の沙汰にせず、成るべく内輪にて結着を附けたいとの意見であつたが、實際に於ては既に兩國の藩廳に注進せられてあつたのである。即ち阿波に在つては六月十七日に早飛脚を以て徳島の城下に急報せられ、又讃岐に在つては前に述べたる如く、六月二十七日越境の報告に接して高松の城下から役人が中通村に出張して來て居たのである。故に晝間村に於て双方の村役人が頻りに「内分に済ます」と云ふことを繰返して居るのは、兩國藩廳の内意を受けてやつたのであるらしい。何故かと云ふに、元々此の山論は村と村との争議に基くものであつて、其の裁決に當つた上司の措置に不平を抱いた中通村の村民が、他國の公論に訴へ其助勢を得て有利な結果を得たいとの希望から起り來つたのであるから、高松領の役人は、斯る國內の出來事により自領民が他國の厄介になることを不面目に思ふのは勿論のことであるが、去ればとて越境人を嚴罰に處しようとしても、其關係人數は中通村全村に及んで居るのであるから、強ち彼等を擧げて處罰する譯にも行かぬ處から、高松の藩廳には事件の仔細を注進しながら、藩廳では成るべく知らぬ振りをして、事を穩便に片附けようとしたのであらう。

斯くて、兩國村役人の折衝の場處たる晝間村に於ては數次交渉を重ねたる結果、愈々此の越境人を阿波の村役人の手より受取り、讃岐の村役人へ引き渡すこととしたのである。

(註八の一)

高松大庄屋へ與頭より 懸合の大意

遠路御苦勞相懸候其御國の百姓衆御捉を相守らす、第一願之筋神妙ニ不相連、多人數當御國へ罷越其中より爲相賈候とは不心得之事に候へ共、斯被罷越候上ハ、俄ニ心得向手詰候處へも相連かれ、差當りの食物並に露を凌ぎ候程の事共不取敢手當に及び候事ニ候、就テハ此度當御國の者其心得遠其御國へ罷越候節之御取計被下方ニも齋合候筋旁此度當御國へ被罷越候旨趣不本意乍ら一通り罷在趣ニ寄、申口書付ニ致し不申ては難計前以て小庄屋共より其御國小庄屋衆へ御懸合に被及候通都て御内分ニ御懸合放御引渡ニ至る迄も萬事内分ニ致心組に御座候、乍併、今日御引渡と申積ニハ相至リ申間敷候事故、一應御示談仕置申度如何可有御座候哉此段懸合ニ及候事

但本文之懸り御存寄無之候ヘバ尙近日御文通ニ相及候様可仕心得ニ御座候、其節は乍御苦勞猶又早々御入込被下度候事右之通り懸合ニ及候處懸合の運左之通

讚州鶴足郡岡田村大庄屋木村茂一郎懸合之手連申上書

三木六右衛門  
柴田宗三郎

一、私共並ニ松田咸吉向井彌九郎今早朝池田出立四ツ時前晝間村へ着仕、即刻咸吉彌九郎を以て茂一郎旅宿へ挨拶旁案内爲仕顧成寺に賴て御懸合相及候旨懸合候處承知仕候、早々罷出可申旨の返事に付支度済九ツ時頃願成寺へ罷出待受申内、無程茂一郎小庄屋三人召連罷出候ニ付、咸吉彌九郎坐配を以て茂一郎儀は上之間、小庄屋共ハ次の間ニ着座仕、茶煙草指出、夫より私共出席小庄屋共ヘ壹ト通り挨拶仕り、上の間へ相通り、茂一郎へ時候挨拶相終、懸合仕候手連左之通ニ御座候

茂一郎申出

一、此度中通村百姓共數人心得違を以て御國へ罷越彼是御厄介ニ相成、右ニ付先達ても小庄屋共罷出尙又御文通をも被遣候段彼是難有仕合、尙萬端可然御引廻被下度旨申出候。

一、遠路御苦勞相懸候ハ其御國百姓衆御捉を不相守第一願之筋神妙ニ不相連、多人數當御國へ被罷越其中より爲相賈候とは不心得之事ニ候へ共斯被罷越候上心得向手詰候處へ相連兼て差當りの食用雨露を凌き候程の事共不取敢手當ニ及び候事ニ候、就ては

安政年度に於ける讚岐農民の越境騒動

當御國へ罷越候節之御取計被下候方ニも相響合候筋旁此度當御國へ被罷越候旨趣乍不本意一ト通承罷在候趣ニより申口書付ニいたし不申ては難計、前以て小庄屋共より其國小庄屋衆ニ御懸合ニ爲及候通都て御内分之御懸合故御引渡ニ至迄も萬事内分ニいたし度心組ニ御座候、乍併今明日御引渡と申様ニハ相至り申間敷候事故、一應御示談仕置申度如何有御座哉此段御懸合ニ及申候右之懸り御存寄も無之候得は、尙近日に御文通ニ相及候様可仕心得ニ御座候、其節は御苦勞ながら猶又早々御入込被下度旨懸合申候

茂一郎答

一、中通村之義は私隣鄉之義ニテ數年繼合之儀有之相捌かれ候ニ付何卒程克取計申度心痛仕居申所不計此度之懸リニ相運御國へ御厄介ニ相成候段恐入申義ニ御座候處、御内分ニテ御引渡被下候御内意承り御深切不淺辱奉存候、百姓共數日御厄介ニ相成候段重々恐入申ニ付、何卒早々御引渡被下候様御取計御願申度旨申出候て引取可申とも、又逗留仕候とも相居え返答無之ニ付猶又私共申聞。

一、百姓衆申出の趣により、口書ニ致不申てハ難計場ニも相運可申と存候ヘ共、未ダ申口も相判リ不申儀故、前以懸合之懸リ御取寄も無之候へは、尙近日御文通ニ相及可申、其節就又御苦勞被下度旨押返懸合申候處、茂一郎當感仕候體ニ相見え、茂一郎より小庄屋を呼候へは、小庄屋其次の間敷居際迄相詰申候付、私共先御通可被成旨挨拶仕座を譲り候ヘ共辭退仕候。

拟茂一郎義小庄屋ニ向唯今御兩所より御申聞之懸合如何相心得候哉と申候處

宮井房古私共へ申出

一、試ニ彼是御深切之御取計向重々感服恐入申候、此後速も當御國ニ於て此度之懸リニ引合候儀御出來候義は被爲仕御座候御事とは存候ヘ共、萬一の御事ニ爲在候砌は此度之御取計向忘却不仕、御隣國御互之取計ニ相成候様相心得申度候、且又斯御苦勞被下候御場合柄、私共國元へ引取申段不本意に奉存候百姓共多人數罷出御厄介ニ相成候上、猶又私共迄も御世話ニ相成候段、恐入候ヘ共、不遠御引渡も被仰付候儀哉とも奉存候ニ付、何卒逗留仕御渡し下され候上、罷歸申度候ヘ共、引取候方御都合にも相成候へは、先勝浦村迄引取、右村ニ於て差控居申べく、右兩様の處如何様共御差圖被下度と申出候ニ付、私共移合不申體ニ取成候而

私共申聞。

一、此頃當御國の儀御年貢上納時節ニテ諸役人共甚多忙ニ罷在候と申處より押うつりの自然歸國之申出ニ相成候様色々取交咄合仕候

茂一郎房吉兩人答

一、私共國元ニ於テも被申上納と申して此頃昨冬御年貢皆上納仕候義ニテ取立向甚心配の時節ニ御座候、斯罷出居申私共ニ於ても取立向を始め上納運方等晝夜心配仕居申懸等申出夫より地合ニ相成彼は咄合仕候内、兎角逗留仕度内意ニ相見え打解け候體ニテ斯御懇意ニ被下候御事故少も隔意なく御差圖被下度、私共逗留之義如何可有之御座候やともたれ込候ニ付

私共申聞

一、御差圖には難及候へ共御國ニ於ても御繁務之時節柄彼是御察申候斯御示談ニ相及候上ハ少も御會釋ニハ不及儀ニ御座候間一先御引拂被成ても可然哉尙又御存志ニハ過申間敷旨懸合候處

房吉より茂一郎へ申出

一、御差圖に従ひ一先御引取被遊てハ如何可有之御座候哉と相談いたし

茂一郎より私共へ申出候

一、一先引取候様仕度旨申出候

房吉私共へ申出

一、懇意ニ付入差越候儀乍ら御引渡被下候御砌ハ御境目筋ニテ御座候哉又ハ何れの口にて御渡可被仰付哉私共心得も御座候事故御内々ニ此段御召恩承度旨申出候

茂一郎より房吉へ申聞

一、此度之候都て御内分に御取計被仰付候御事故御境筋ニテ御渡被下候様ニハ難申上筋ニ有之、いづれ御當地迄罷越御引渡を願候方ニ可有之旨申聞候

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

私共申聞

一、此度之儀都て御内分ニ御取計ひ仰付候御事故御境筋にて御渡被下候様には難申上筋ニ有之、いづれ御當地迄罷越御引渡御願候方ニ可有之旨申聞候

私共申聞

一、御引渡日限相極候へは文通ニ相及候事故、御都合成候場所見計ひ御懸合ニ相及可申旨懸合申候

茂一郎始房吉其餘の小庄屋共申出

一、然は早々引取可申候尤最早今日は晩刻にも相成候事故趣により明早朝にも相成可申哉此段御含み置下され度、尙萬端宜敷御願申度旨懇々申出候

右之通懸合相終り七ツ時願成寺引拂旅宿へ罷越候ニ付、私共儀も旅宿へ罷歸り支度等仕罷在候内、茂一郎旅宿裁判申付御座候福田麻之亟罷出私共へ申出候は、茂一郎房吉儀先刻願成寺ニ於て懸合之砌歸國仕旨申合引取候へ共、篤と相考候處、最早不遠御引渡被下候御儀哉とも義恭察候旁數日御厄介に相成候段恐入候へ共、御當地に於て逗留仕り相待申度此級内々大庄屋衆へ御懸合被下間敷哉之旨申出候趣ニ付私共申談之上、早々引拂候姿ニ取成し、麻之亟より茂一郎へ申聞方の儀は大庄屋旅宿へ罷出候處先刻引拂池田へ罷越趣ニ付彼地へ罷越御懸合之趣大庄屋へ申入候上返答可仕旨相答置様申合即麻之亟より右の趣申聞候處、暑さの砌御苦勞相掛候へ共何卒内々御聞繕被下候様被願度旨申出候趣ニ付、則麻之亟義も同道罷出候、今朝以來の手續右之通り申上候

辰六月二十五日夜

右之通申出候ニ付麻之亟より左の通り懸合に爲及候事

福田麻之丞より岡井房吉へ懸合

御懸合の懸り早々大庄屋ニ申聞候處畫間村に於て御引渡可申ニ相成候時より御見合被成御都合成方哉とも存候へ共、御引渡ニ及候村方を始め引渡を限何日頃と申儀も未決定不仕儀ながら、いづれ太刀野山に於て御引渡と申事ニ相成候方と可有御座候ニ付、此段御懸合に及候様申聞候事

(註八の二)

覺

一頭參拾貳人

但中通村佐太郎.....五郎兵衛

右ハ御歎願之筋有之由ニテ其御國太刀野山村迄罷越候處、此度其御國之者若シ心得違當御國へ罷越候處取計向ニも響合候事故池田村へ御引取各様より御懸合ニ及候處於當御國願之筋不都合之儀有之殊更神妙之願ニ候へ共幾度願出候とも於當國指支も有之間布、其御國村々引合を以て再三御申諭被下候處愈致納得御内分御引渡之上へ於當御國迷惑筋神妙之願ニ致度且其御國へ罷越及御歎願候段重々心得違之旨別紙御寫之通申出候ニ付各様御聞之書御内分御引渡慥ニ請取申處如件

安政三辰六月廿七日

大庄屋 木村茂一郎

阿州三好郡中加茂村

大庄屋

三木六右衛門殿

同美馬郡西端山村

大庄屋

谷幸三郎殿

### 九、越境者に歸國の勧告

池田町の旅宿に收容したる越境人に對しては美島郡西端山の大庄屋谷幸三郎と、三好郡加茂村の大庄屋三木六右衛門の二人が、越境人の總代を呼び出して速に歸國するやうにと勧告したのである。然るに、

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

(三九)

四七

越境人等は我々小前百姓の生活の本源たる三野谷の材木は伐り取られ、尙又其の地の半分以上を造田村に取られては到底生活して行けぬから、此儘歸國する譯には行かぬ。何とか國元の大庄屋に懸合うて我等の生活の安定するやう盡力せられたいとのことであつたが、阿波の庄屋の云ふことには、元々度の事件は高松領内に起りたることであるから、我々他國領の者が容啄する限りではない、唯我々は貴君等に對して相當の待遇をして置かねば、我が阿波國の百姓が他日貴國の御厄介に相成らぬとも限らぬから、其時の「響合」のことをも考へて土地柄相應の待遇をして居るまでのことである、事件は事件、待遇は待遇として考へて居る次第であるから、成るべく早く歸國せられては如何、若し我々庄屋の申出を聽かないならば、已むことを得ぬから、之を公け沙汰にしてお上の捌きを請ふことにすると、貴君決心如何と詰め寄れば、越境人も漸く其我を折つて、其れでは已むを得ぬから歸國することに致すにより、今度の事は何分にも公け沙汰にせずして事を穩便に済ませて貰ひたいと申し出た。

右の申出を受けたので、阿波の大庄屋谷幸三郎を、三木六右衛門とは越境人との間の談判に關する聽き取り調書を作製し、之を境岐から晝間村に出張して居る大庄屋木村茂一郎に交付することにしたのであるが、時は安政三年六月二十七日であつた。

斯くて、中通村の百姓等は折角國境を越えて阿波領に入國したけれども、彼等が目的とせし阿波國人の輿論の勢援を受くることは一切出來ず、却て阿波領の庄屋から説服に會ひ、不本意ながらも自國の大

庄屋木村茂一郎に引渡さることとなつた。

(註九の一) 尋

愈心得違取改神妙ニ御願運被成候辺、内分被罷歸度と申儀哉、今一應旅宿ニ於て篤と相考へ答被申出度候

答

勘考仕候處、此度出村等仕候義ハ誠ニ恐入多き御儀と相心得罷在候ヘ共、十三年以前大庄屋より御指留相成候以來林下刈ニテ家業仕り炭銀御上納も無恙仕罷在候處、最早御林下枝下草木伐盡之、右御差留の場所此已後伐取不相調様相成候而て迷惑ニ御座候ニ付、色々御願申上候ても相考不申御裁許之趣奉承知御下知ニ相成候上、尙又御願申上候而は御下地もとき相成御答相蒙候様相成奉恐入候儀ニ奉存候、何卒各様方の御了簡に御すがり申度候心得、無余儀當御國へ罷越候段心得違御諭ニ付ては勘辨如何とも御申譯無御座候、御返も被下候へは於國元神妙御願仕度心得相成居申候ヘ共、山一條先年通り、伐取相調候様御指居に相成不申時には、罷歸致様御座なく、右迷惑と申内ニも六十軒之者共ハ格段難澁御座候、懸り御懸合被成かたく儀より押で申上候儀にて無御座候ヘ共、御憐愍を以て一應御懸合被下、其上相叶不申時ハ無據儀と奉存候、此段御賢察を以て大庄屋へ内々御懸合被下候へハ一統此上なき難有仕合奉存候

尋

迷惑難澁ハ相違之有間敷候様存候ヘ共、前々も申通、拙者共は其御國法は不案内、たとへ相心得居候とも其國の儀を拙者共了簡致候筋ニハ無之、斯申聞候も當御國に相限り候と申儀ニも無之、何れの國にても御同斷の御事ニ御座あるべくと相察し候故、此後當御國の者去御國へ心得違立越の節辺も拙者共申聞同斷之御扱ニ相成候外有之間敷筋合ニ候、此儀厚勘考被致度、此度之儀是迄は拙者共手元限りを以不表立様取計有之候ヘ共、右義拙者共を相疑候時は速表向へ申立候様致可申、右様相成候時は當御國法之表を以て各一統御役場ニ於て遂る筈、追々重々敷相成後悔被致候儀も難計と心配致し、氣の毒ニ被存、先日以來心添ニ及候事ニ候、右申聞不實不本意ニ相心得候へは、無可差控被申出度候

答

安政年度に於ける讀岐農民の越境騒動

(三六二)

四九

答

是迄は卑夫之淺ましさに色々心配仕、當御國へ御世話ニ預り候へ共、事相分り村方稼も出來可申かと相心得、彼是御厄介相懸各様方之御諭承恐入感服仕り、私共心得違を以て御裁許も不相待、うかゝ龍越候段至極後悔仕候ニ付御慈悲を以て御内分ニテ御指返被仰付候へは迷惑之旨ハ國元ニ於て順運を以て神妙に御願申立、若不相叶迎も百姓共安心成様幾重ニモ御願申上候心得ニ御座候尋

迷惑筋實意を以て重々御願申上候時へ迷惑難澁又は不辨心得違等の儀は歸服致候様取分被仰付義は何れの國とても御同斷の御事に有之候、殊に御續合御事ニモ候得者猶更精々頃日以來教諭ニ相及候事とも彌合點被致心得違眞實得心致内分ニテも龍歸度と被申出ニ相成候段彌實事ニ被申出ニ相違無く候哉

答

御願ニ運手之詰不申義を始、御國法を相背當御國へ罷越迷惑筋申上心得違篤と服ニ入恐入申迷惑筋は幾重も御願仕、神妙取糺相受候様仕度奉存候ニ付、何卒御内分ニテ歸國相調候様重々御頼み申上候心底にも相違無御座候

右之通御召ニ付申上候處相違無御座候以上

辰六月廿八日

讚州鶴足郡中通村

金次事

佐太郎

忠藏事

島

權六事

吉郎

吉

權兵衛事

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

岩 次 事  
音 次 事  
清 秋  
庄 九 郎 事  
金 伊  
庄 兵 衛 事  
兵 衛 勢  
住 事  
與 右 衛 門 事  
利 事  
加 平 事  
忠 事  
甚 左 衛 門 事  
新 事  
權 六 事  
佐 増 事  
紋 次 郎 事  
佐 次 事  
郎 蔵 衛 衛 藏 吉 藏

傳左衛門  
七兵衛事  
勝禱

由

利兵衛事

茂

兵

七之助事

彌

太

權兵衛事

熊

右衛

臺右衛門事

金

源藏事

龜

甚八事

榮

左衛門事

藤

藤藏事

藏

郎

藏

助

門

郎

衛

助

藏

門

本  
竹  
庄左衛門事  
友  
利  
茂  
喜  
藏  
平  
政  
兵  
衛

林平事  
五郎兵衛  
吉

三木六右衛門殿

谷幸三郎殿

右口書讃州大庄屋へ相渡候節に取致し御尋ニ付申上候覺と申處と未之御尋ニ付申上候處ト申處相背候事

(註九の二)一筆致啓上候昨日以來は至極之潤にて御地も御同然の御事と奉察候、此間中は御苦勞奉存候、山路嶮難の場所柄嘸御難義被成候方ニ可有之御座候、然者中通村三十二人之衆重々教諭ニ及候處心得違之義會得被致、其御國へ被罷歸候上迷惑筋神妙之御願三相及度旨被申出候義に御座候、隨テ御差支之儀も無之に於ては、明後廿九日太刀野山村ニ於て御内分御引渡ニ相及候様可仕候、此段得御意候間御返報御申越被成可被下候、御引渡之節は尙又御苦勞ニ相成候方と相察申候、萬事拜領之上可得其意候恐惶謹言

六月廿七日

谷幸三郎  
三木六右衛門

木村茂一郎様

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

右書狀飛脚ニテ持勝浦村庄屋佐野喜一郎方迄指遣候處左之返書持歸候事

昨日御認之貴翰今日七つ時分到着被致拜見候、如命當方も一昨日より好潤御同喜奉存候、然は過日は大勢罷出厚く御厄介ニ相成千萬難有奉存候、別而路中迄の御心添御深情之段難有奉存候、拟中通村三十二人之者色々御教諭被成下候處、心得違之段納得仕、國元へ罷歸候上迷惑筋神妙之願ニ可相及旨申出候ニ付、此元差支も無く候へは明廿九日其御領大刀野山村ニ於て御内分御引渡被下候段承知致候、色々御配慮被下候段難有奉存候、此元何等の指支も無御座、彌明日大刀野山へ罷出、御請取申候間右様御承知可被下候、兎角拜顔御厚禮可申上候條、御酬迄如斯ニ御座候 恐惶謹言

六月廿八日

木六右衛門様

木村茂一郎花押

(註九の三)

覺

一、頭三拾二人

但中通村佐太郎島吉澤太乙吉秋藏

五郎兵衛

右者歎願之筋有之旨を以て當御國太刀野村迄越境被罷越候ニ付、此後當御國之者心得違其御國へ罷越候節之御取計被下向ニも響合候事故、池田村へ引取拙者共より懸合に及候處、其御國ニ於て願連不手詰之義有之殊更神妙ニ願連ヒ致候者幾度願出候とも其御國ニ於て指支も被爲仕間布當御國村々の引合を以再三申諭候處、彌納得被致、御内分御引渡之上ハ於其御國迷惑筋神妙ニ御願被相連且當御國へ罷越歎願ニ及候は、重々心得違之旨等別紙寫之通被申出ニ付、拙者共承置御内分御引渡ニ於及申處如件

阿波美馬郡西端山

大庄屋 谷 幸三郎

安政三年六月廿九日

同三好郡加茂村

讃州鵜足郡岡田村

大庄屋

木村茂一郎殿

大庄屋 三木六右衛門

右村方筆記皆済状中通村佐太郎より指出ニ付寫致置引渡候節佐太郎へ爲指戻候事

#### 十、越境人の送還

阿波の村役人は六月二十七日に越境人に歸國するよう説得して承服せしめたのであるが、翌二十八日には愈々彼等を送還するの手配を定めた。即ち最初から之が局に當て居た三木、谷の兩庄屋を始め、其が警固隊をば一番組、二番組、三番組と組分けをなして太刀野山村迄越境人の警備に任ずることとした。

之より先き、讃岐の國では越境者歸國の報に接し彼等を受取る爲め、近郷から特に人を選抜して阿波の晝間村迄出向せしむることとした。即ち庄屋四人と小姓及び下人等を派遣することとしたのである。

斯くて越境人は六月二十九日に池田町の宿舎を引き拂ひ、歸國の途に就いたのであるが、陸路によれば池田町から太刀野村迄炎天下の道を歩行せねばならぬのであるが、一行中の三人が暑中りにて病臥して居たから歩行は取り止めて川路を取ることし、一行の惣人數を池田町から船に乗せ、吉野川を下つて太刀野村に於て上陸させたが宜しからうとのことで、一同川舟に乗つて太刀野村迄行き、其地に上陸

し山路を辿り、歸國することにしたのである。

三十二人の越境者は太刀野村に於て讃岐の大庄屋木村茂一郎に引き渡され、直に此村を出發し、其日の夜に入り、太刀野村の隣村、自國領、なる桂村に着し、其處にて小憩し、更に仕度を仕更へて其夜に遅くなつて自村の中通村に無事歸着することが出來た。思へば、中通村の百姓三十二人が團結して自村を抜け出でたのは六月十七日であつたが、約二週間の日子を此の越境騒動の爲めに費した譯である。

越境人が無事歸國したとの報告を受けた阿波の大庄屋三木六右衛門は直に越境者歸國の模様を詳記して池田町の代官所に報告したのであるが、讃岐領の方では主謀者一、二人を村の郷倉に收容してあつたようであるが、此の入牢者のことに付ては委しい記録が缺けて居る。

(註十の一)

申上覺

此度の越境人共、明二十九日太刀野山村ニ於て御引渡ニ相成可申處、右越境人共の内三人先日以來暑中リ等ニテ相勝れ不申ニ付  
醫者相配り手配爲仕追々快氣ニ相成候ヘ共、極暑之砌、太刀野山迄道程四里餘之處歩行爲仕候而共病氣再發の程難惱左候ヘ共引  
渡方等御差支ニ罷成申義故當所より太刀野村迄惣人數舟ニテ相下リ候ヘは都合宜敷御義と奉存候、則船貲之義も内々承及候處船  
運賃三十七匁相懸候旨申出候、何卒御結構を以船にて相下け候様被仰付候御意御座有宜敷候哉、御許議被仰付可被下候 以上

六月廿八日

三木六右衛門

谷幸三郎

御手代様

右申出之通承置候

六月廿九日太刀野山村へ指遣候役割左之通

三木 六右衛門

谷 幸三郎

外ニ柴田宗三郎住友伴次義差遣

壹 番

松 田 咸 吉

柏 木 儀 兵 衛

酒 井 吉 右 衛 門

野 崎 增 藏

藤 川 伊 太 郎

福 田 麻 之 承

松 浦 康 吉

白 井 純 太 郎

石 川 文 左 衛 門

一美馬郡より參居候郷鐵炮四人陸地太刀野山迄打廻之儀越境人引渡相濟候へは直様引拂候様申渡差遣候事

(註十一)大暑之砌ニ御座候處、愈御安泰被成御勤珍重奉存候、然者此間中ハ罷出色々御厄介ニ相成難有奉存候、扱て昨日被仰付候此元右庄屋出張之義彌明廿四日曉七ツ時中通村出立鹽入越ニテ畫間村通罷越候筈ニ相聞候間、右様御了承可被下候、尙此上ながら萬々宜敷御取成可被下候、此段得貴意度如斯ニ御座候 恐惶謹言

二月廿三日

田 岡 淩 右 衛 門 様

小 山 喜 十 郎

尙々大庄屋中此度全中ニ罷出候儀ニ而兼テ借廻りも相略し侍壹人草履取壹人上下三人ニ而罷出候且又私共同役爾三人罷出候筈ニ

安政年度に於ける讚岐農民の越境騒動

(三五)

五七

御座候此段全御心付ニ候可相成哉と奉存候依内々得貴意候

廣州鶴足郡岡田村大庄屋

木村茂一郎

小姓三人

下人三人

地下人之内兩人明朝罷歸候趣

同郡小原村庄屋

宮井房吉

同郡長尾村庄屋

小山喜十郎

同郡炭處村庄屋

白川牛三郎

同郡中通村與頭

瀧藏

同郡川原村與頭

茂平

庄屋下人三人

外二荷持五人

此荷持五人明朝罷歸候趣

右は今七ツ時頃晝間村へ入込申候

六月二十四日

(註十の三) 申上覺

讃州越境人三十二人之者大庄屋木村茂一郎へ引渡相濟申候此段御案内奉申上候 以上

六月廿九日申下刻

三木六右衛門

谷幸三郎

右之通引渡濟候相懸り申出ニ付うず白地兩渡之場處へ見張申付有之郷鐵炮を始池田へ相詰候庄屋五人與制道人等引拂候ニ候、左

の三人は跡始末爲致候ニ付居殘候事

三木六右衛門

谷幸三郎

内田權八郎



(註十の四)

申上覺

讃州中通村百姓太刀野山村へ越境仕候を、池田村へ引込申諭之上、去月廿九日太刀野山村ニテ引渡ニ相成候以來、彼地の模様承合申出候様被仰付奉畏承合相連左ニ奉申上候

一、讃州越境人三十二人去月廿九日夕方太刀野山村ニテ彼地大庄屋木村茂一郎へ引渡候處、其夜太刀野山村出立仕右村へ相隣り

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

(三七二) 五九

候讃州桂村ニテ又々支度仕、其夜の七ツ時頃中通村迄罷歸、彼是仕内夜明、翌晦日越境人共夫々役人手許にて行着歸宅爲仕候趣、尤當御國へ罷越候、何事も佐太郎と申者能存居候趣、外者より申出仕候、佐太郎一人ハ造田村郷藏へ入居申趣ニ相聞申候。

一、中通村三藏と申者越境候後六月二十日中通村郷倉へ入居申候趣、尤右三藏義は地磐中通村出生の者ニ而者無之近年中通村へ養子ニ罷越候者ニ而高松同心嘉井老人と懇意之者ニテ山論一件彼是世話仕候趣ニ相聞申候。

一、山論出入之義は何之取沙汰も無御座趣ニ御座候

一、高松より中通村へ出張之御役人は當月朔日引拂高松へ罷歸候趣、並大庄屋木村茂一郎始村役人之義も右同日歸村成候趣ニ相

聞申候

之通り承合之運奉申上候右之趣可然様被仰上可被下候 以上

七月五日

澤田 久右衛門様

横井 柳三郎様

三木 六右衛門

## 一一、越境騒動の終末

越境人等が六月三十日に中通村に歸着してから後のことにしては別に委はしい記録は残つて居ないが、前後の事情から推測するに、三野谷の林地の所屬に就ては造田村との間に都合好く折合がついたことであらうと思はれる。而して讃岐の村役人木村茂一郎外數名の者は八月十一日附を以て阿波の庄屋に對して丁重なる禮狀を發し、且つ若干の進物を贈つて其謝意を表して居るが、之に對して阿波からは翌安政四年の三月に至り、其の返禮の書簡が發せられて居る。安政三年の八月に贈つた進物に對して翌年

の三月に禮狀を出したのであるから、其間六ヶ月以上の時日を経過して居る。之は他にも理由はあつたであらなけれども、越境者歸村後に於ける事後の取調べや、越境事件の原因を成したる三野谷の所屬問題等に就き、種々なる計ひが双方に行はれた爲め、自然讃岐領への返禮が延引したものと察せられる。

尙ほ讃岐領の大庄屋は後に至つて、越境人及び村役人が或は太刀野村に滯在中、又は池田町に逗留中に消費した味噌代、薪代、布團代、蚊張代、水油代、座敷料等を仕拂つて居るが、之は阿波領の庄屋から送つた勘定の請求書により仕拂はれたものである。

斯くて讃岐、阿波兩國の國境地方を騒がしたる越境騒動は其の大團圓を告げたのである。

(註十一の一)一翰致啓上候殘暑之砌彌御堅固被成御勤珍重之至ニ奉存候、誠ニ先頃は當領鷹足郡中通村之者共其御領内へ罷越候處、御村役衆中分御掛留被下彼是逗留中被入御念、厚御取扱之程何れも喜悦不適之候、併山家之不辨者共、何角不都合而已ニテ失禮之至折角之氣毒ニ存候處、色々御深切なる御諭共相成別而其砌は拙者共庄屋共罷出候、格別御懇意ニ被成下、人別早々御引渡無滞致歸村手前辱奉存候、依而甚廉輕之至にて近頃御耻敷御座候ヘ共、各様ヘ反物代金千疋鱗節壹箱竹葉一樽つゝ致進覽候、御留置ニも相成候へは大慶不斜候、聊寸志之御挨拶得貴意度如斯ニ御座候 恐惶謹言

八月十一日

木村 藤一郎

金 武花押

十川 武兵衛

定 經花押

谷幸三郎様  
柴田宗三郎様

追而

彼等御差置被下候旅亭並拙者庄屋共罷出候節其旅亭衆中へ寸志之御挨拶申述度廉品ニテも相送り度奉存候御人別等不存故、甚乍失禮夫々旅亭之衆中へ白銀貳拾枚相送り度御手元迄差出候間、御面倒乍ら宜御差配御送り被下候様奉願候以上

茂一郎  
武兵衛

六右衛門様

幸三郎様

惣三郎様

(註十一の二)一輸啓上候、殘暑之砌彌御堅固被成御勤珍重之至ニ奉右候誠ニ先頃は當領鶴足郡中通村百姓共多人數其御領内へ罷越候處御村之衆中より御掛留被下、數日逗留ニ相成、其砌御内談はたし候次第も御座候處、彼是御懇意ニ御差計之上、何れも無滞歸國相成千萬辱仕合奉存候、依て甚廉未之至リニテ近頃御耻敷御座候ヘ共、各様方へ反物代金三百疋竹葉一樽づゝ致進覽候、御留置下され候へは大慶不斜候、聊寸志の挨拶得貴意度如斯ニ御座候恐惶謹言

小山喜十郎

直溫花押

白川米十郎

豊兼花押

岡井房吉

花押

八月十一日

田岡淺九郎様

福田麻之丞様

長谷彌三郎様

(註十一の三) 貴札致拜見候、各様彌御堅固被成御勤珍重奉存候、然は御領内鶴足郡中通村百姓衆昨夏當國へ罷越候節、先村役人共より御

懸留申置、拙者共より彼是教諭ニ及候上、各様並ニ小庄屋御衆中へ御懸合上、遠路御苦勞被下委細御示談ニ及一同早々御引渡無滯被致歸村、至極御都合能相運被成候御趣を以て、拙者共へ反物代金千疋鱗節壹箱竹葉一樽宛被下且御念を入候御紙表之趣承知候、隨て其節は萬事廉粗の致方耻入候仕合ニ御座候處、却而拙者共へ右之通御贈與被下候段、御念被入候御義、辱受納仕候様可得御意答之處拙者共内暫他行仕罷在御報延引ニ相成候儀は幾重ニも御免可被下候、先は右御禮旁可得御意如斯ニ御座候 恐惶謹言

三月朔日

柴田宗三郎

親包

谷幸三郎

種直

三木六右衛門

言武

追啓

木村茂一郎様

十河武兵衛様

中通村の衆中留置の旅宿並ニ各様始、小庄屋衆中御過留被成候旅亭之者へ白銀廿枚被贈越拙者其手許ニ於て差配仕候様被仰下致承知候、隨て右宿々ニテ相用御飯料を始、其餘入用向之儀は順時拙者共遂了簡候事故、其儀ニ不相及、併其土地ニ於ては相應之

安政年度に於ける讃岐農民の越境騒動

雜費も有之候事故、右之内へ御差越之白銀着拂致候、都合よく相運段大慶之義ニ御座候、右挨拶も宣布御承知可被成下候、已上

(註十一の四) 貴札致拜見候各様御安全被成御勤珍重之義ニ奉存候、然は御郡内鷹足郡中通村百姓衆昨夏當國被罷越候節下拙共よりも各様  
ヘ彼是御示談ニ相及當國大庄屋共より貴國大庄屋御衆中御一列内分御引渡相及無滯被致歸村至極都合罷被成候趣を以て下拙共へ  
反物代金三百足、竹葉一樽宛被贈下且被入念御紙表之趣致承知候、隨て其節は萬事龐略之至ニ御座候處、仰而下拙共へ右之通り  
御惠贈被下候段痛入候御儀辱受納仕候、早速御挨拶ニ相及候様可仕候處、孰れも用向繁多ニ相務、且城下表へも暫相談居申、彼  
是延引罷成候段不惡様御承知被成下度候、延引ながら右御禮御報旁可濟御意如斯ニ御座候 恐惶謹言

三月朔日

長谷川彌三郎

田岡清次郎  
福田麻之丞

岡田大庄屋木村茂一郎方へ

(註十一の五)

太刀野山村五人與覺藏罷出候節口上

先達而御領分中通村百姓衆越境被致候砌は度々遠路御苦勞奉存候、隨て右御謝禮として御品等種々御差越被下辱奉存候、右御禮  
書狀早々差上可申之處、同役其之内他參等ニテ延引仕居申、此度御書狀私持參仕候宜布申上候様大庄屋三木六右衛門より被申付

候旨申封筒箱差出可申事

但中通村役人ニテ取立も相勤如先達テ罷越候者の方へも一寸立寄候ても宜布候

右壹卷御役所ニテ三木直三郎寫取尙又古郷左右衛門借用致寫取候

安政三年十月。

(註十一の六)

讀州高松御領中通村百姓共三好郡太刀野山村へ越境仕候入目銀之内彼地大庄屋より送越候白銀を以指拂仕候算用差上候

高松御領大庄屋より旅宿へ贈來候白銀貳拾枚之代仕拂左之通御座候

一銀札八百六十匁

内三拾壹匁六厘

但中通村越境人當六月十七日より廿二日朝迄大刀野山村逗留中宿ニテ相費候味噌八メ二百匁、代貳拾四匁六分、壹メ匁二付三匁替、香物百六十本、  
香物貳拾六本、代壹匁五分六厘、壹本ニ付六厘替、薪九拾九貫匁、代拾壹匁、尤壹匁ニ付九貫匁、水油九合代五匁四分、壹升ニ  
付六匁替、茶貳斤代壹匁四分、壹斤ニ付七分替。

内七拾匁貳步貳厘

但越境人六月廿二日より廿九日迄池田村逗留宿ニテ相費候味噌八メ三百匁、代貳拾四匁六分、壹メ匁二付三匁替、香物百六十本、  
代壹本ニ付五厘替、薪貳百三拾六貫五百匁、代貳拾六匁貳分八厘、壹匁ニ付九貫目替、茶三斤代二匁一分、壹斤ニ付七分替、水  
油壹升五合四勺代九匁二分四厘、壹升ニ付六匁替。

内貳百四十六匁五分

但當六月廿一日より七月朔日迄諸役人池田逗留中宿ニ薪三百七十八メ目代四十二匁、尤壹匁ニ付九貫匁替、座敷料四軒分四十匁、  
壹軒壹日壹匁宛、十日分布團貳拾壹枚損五十二匁五分、壹枚壹夜貳分五厘、十日分蚊帳十四張、揚料百十二匁、一張一夜八分、  
十日分。

内

但當六月十七日より廿二日迄諸役人太刀野山逗留中宿ニ薪百八十貫匁、代貳拾匁、尤壹匁ニ付九千匁、座料十五匁三軒分百壹軒  
壹匁宛五日之間、布團貳拾三枚、損料貳拾八匁七分五厘、壹枚壹夜貳分五厘宛、蚊帳九帳損料三十六匁、壹張壹夜損料八分宛、  
五日分。

## 結言

以上余は安政年間に於て讃岐阿波兩國境附近に起りたる越境事件の顛末を原文を引いて記述したのであるが、僅か二週間に亘る間の村民の騒擾ながら、此の事件の中からは頗る重要な學問上及び政治上の教指が學び得らるのである。

教指の第一は當時の村、即ち今日の部落が一個の自治團體であつて、兼て又一種の法人格を有して居たと云ふことである。即ち始め三野谷の林野問題に就て争を起したのは、中通村及び造田村と云ふ二個の法人者であり、又此の事件の交渉の局に當つたのは村を代表する庄屋であつて、甲の村の庄屋と、乙の村の庄屋とは此問題に就ては互に相對敵して居たものである。而して中通村の村民は造田村を「大敵」と呼んで居た位であつて、村の個人と個人とが争ふて居つたと云ふのでは無い。斯る法人としての働きは啻に争ひの當事者たる中通村と造田村との間ばかりでは無く、阿波の國の村々との交渉に於ても亦同様なる働きをしたる跡が見える、即ち越境者が阿波領に滯在して居た間の費用をば越境者自身が後日に個々に辨償せずに、其村の庄屋の名に於て之を辨償して居るのである、是れにより觀れば、當時の村は法律的にも又經濟的にも、一個の獨立したる人格を有し、此の人格保有の觀念が基礎となつて種々なる政治上又は經濟上の活動が行はれたのである。

第二の教指は、徳川時代に於ける部落有林野、即ち村山、又は村の總山が當時の細農民に取りて如何に重要な經濟上の役目を有して居たかと云ふことを、此の越境事件の原因たる山論に於て如實に見得るのである。殊に耕地を全く有せざるか、又は僅かに土地を持つて居る農民に取つては、村の共有林は彼等か唯一の稼ぎ場所であるから、此の共有林を他村から奪はれたり、又は其の既存の慣習を踏みにじられたりすれば、其村の細農民の生活を甚しく脅威するから、彼等が立つて不平を鳴らし、其歎願が自國領内の上司を動かし難さを知るや、遂に他國領の村役人に訴へてまでも自村の利益を保護せんとしたのである。

然かも中通村民が斯く死生を賭して争ふたる其の事實の下には更に思ひ遣るべきことがある、即ち此村の人々は云はゞ農民と云はんよりも林業の民である、國境に近い村柄である丈け、其の村内には耕地渺々として林野が多く、隨て彼等は耕地に對するよりも林野に對する執着と感謝が他地方の村民よりも一層大きかつたのである、斯くて村山は全國の一般農民經濟に取つて必須なるものでありしばかりでなく、其の山間部の村民に取りては更に重要缺くべからざる生活の原資でありしことを知り得るのである。

第三の教指は當時に於ける農民氣質の動き方である。彼等中通村の村民が、再三なる山論の結果遂に敗訴に歸したからには、此上施すべき術もないから、高松の城下に押し寄せて強訴歎願でも致しそうな

ものであるが、彼等は既に強訴や一揆によつては結局自業自滅に終るべきを知つて居たから、最後の策として越境の行動を取つたのである。越境として自國の役人を驚かし、且つ他國領の村役人に之を訴へ、其間に乘じて自分等の利益になるような取計を致して費はふとの企ては、可なりに怜憐な遣り方であつた。併しながら、此の越境の企てたるや全く此の中通村の村民にのみ恵まれたる地理的特典であつたのである、中通村が今一層其の國境から遠く、讃岐の中央部にても在つたならば、彼等は或は最初から越境と云ふような企を思ひ立たなかつたかも知れぬ、又設令思ひ立つても、途中に抑止せられて實現せられなかつたことであらうと思ふ。

第四の教指は當時藩國の異なる村役人と村役人との間に於ける國際の禮儀が相當に能く守られ、且つ双方の交渉の方法及び取り成しが可なり相當周密に行はれたと云ふことである。即ち最初阿波の村役人が越境者をば嚴重なる警固の下に當時の代官所の所在地たる池田町に引き入れて留置し、双方の村役人の地をば同地から數里を隔てたる晝間村に選み、讃岐の村役人をば同地に宿泊せしめ、其村の寺院を談判交渉判場と定め、毎日此寺に於て兩國の交渉委員が接衝したるが如きは、其の用意が甚だ周到であつたと云はねばならぬ。

尙ほ兩國領の村役人は此事件の發生するや否や直に高松領に於ても、徳島領に於ても、逸早く事の次第をば夫々自國の藩廳に注進し置きながら、越境人に對しては内分々々と言つて居るが、之は越境者に

對する懷柔策の一端でもあつたらうけれども、同時に又藩廳が徳川幕府に對する大きな恐怖であつたらうと思はれる。

斯くて、安政年度、阿讚兩國境地方に起りたる農民の騒擾事件は、其舞台から云へば狭い地域のことであり、期間から云へば、僅か二週日に亘る間の出來事であつたけれども、其が當時の日本の農村經濟史上の一局面を語るものであると觀る時に於ては、其間、種々なる政治史又は經濟史上重要な意義の含まれて居ることが知れるのである。

### 小野武夫